

環境倫理について

なぜ、そしてどのように環境は保護されなければならないのか。そもそも、環境問題とは、誰の立場から何を問題としているのか。環境保護を法的に強制しうる根拠は何か。環境問題とその対策と言われているものの思想的根拠は何か。こうした問いに普遍的な回答を見いだすことは容易ではない。しかし少なくとも環境についての哲学ないしは倫理についての研究がその手がかりを与えてくれるのではなかろうか。という素朴な問題意識に基づいて、環境倫理学なるものの入り口をのぞいてみた。以下はその概要である。

近代産業の発達に伴う自然環境の汚染・破壊の進行は、従来の倫理学の枠を越えた倫理の枠組みとしての環境倫理学を生み出した。この新しい倫理学では、権利の概念が、平面軸、時間軸を越えて拡張されるべきことが主張されている。

平面軸における拡張とは、権利の主体を人間から動物、植物、更に無生物、景観にまで広げることであり、時間軸に沿った拡張とは、未来世代を倫理対象として含めるべしという主張である。そして、生態系の保存が個体生存に優先するという主張には環境ファシズムとの批判もある。またこれらは、生存権の配分倫理の見直しの主張とも言える。世代間の配分、人間と自然との間の配分、同一世代内における南北間配分等の倫理の問題である。

環境倫理学は、アルド・レオポルドの「Sand County Almanac, 1949」における土地倫理の思想を嚆矢として、'60 ~ '70 年代以降の米国において活発化し今日に至っている。これまでの様々な環境倫理学者の主な主張を、加藤尚武氏の分類に従って以下簡単に述べる。なお、本文の引用 / 参考文献は文末に纏めて表示した。

(1) 人間中心主義から自然中心主義へ。

自然保護を人間という種の保存のための手段と考える人間中心主義は誤りであり 人間としての利益を離れて、自然そのものを保護に値するものとして扱うべきだ。自然に属する全てのものに、等しい生存権を認めるべきだという主張がなされ、人間がその生存に必要である以上に自然破壊をする権利は容認できないとする。ここでは、人間の個体よりも生物の種の生存が優先されることになる。

今日の環境破壊、環境汚染をもたらしたものは人間中心主義を背景とした開発と産業の発展であるが、この人間中心主義は西欧精神の中核となったキリスト教とギリシャ哲学の人間観に由来する。旧約聖書、創世記の記述がその例証として挙げられる。このギリシャ・キリスト教的自然観を反省し、自然界万物に靈魂の存在を認めるアニミズムや、「自然即神、神即自然」とする汎神論 (Pantheism) への自然観の転換、東洋文化の見直しの主張がなされた。華嚴経の「草木国土悉皆成仏」、大乘仏教の「一切衆生悉有仏性」は自然の全てに内在的価値を認める思想として環境倫理学の主張に通じるものがある。また、人間は神の信託管理人であるとの解釈から、創世記 1 章 28 節の「支配」は専制ではなく信託を意味して

おり、人間は他の創造物が幸福であるように管理することで神の創造の意志に添う任務があると主張や、世界は神に属しており人間に属しているのではない、それを征服したり搾取する自由は人間には無い、自然破壊は根本的に反宗教的であるという主張など、神学と環境倫理学との結合を図る環境神学が'60/'70年代に活発化した。

注)旧約聖書「創世記」

1-26 “神は言われた。「我々にかたどり、我々に似せて、人を造ろう。そして海の魚、空の鳥、家畜、地の獣、地を這うものすべてを支配させよう。」”

1-27 “神は彼らを祝福して言われた。「産めよ、増えよ、地に満ちて地を従わせよ。海の魚、空の鳥、地の上を這う生き物をすべて支配せよ。」”

2-15 “主なる神は人を連れてきて、エデンの園に住ませ、人がそこを耕し、守るようにされた。”

1-31 “神はお創りになったすべてのものをご覧になった。見よ、それは極めて良かった。”

自然中心主義に見られる、人間を越えた権利の拡大は、実際に係争問題として現実化している。

米国に於いては、1978年、絶滅危惧種に指定されたパリーラ鳥とシエラ・クラブを共同原告として、1973年の「絶滅の危機に瀕する種の保存法」に基づいて行なわれた訴訟（原告勝訴）、1991年のシマフクロウとシエラ・クラブが共同原告となって重要生息地の指定を求めて行われた訴訟（原告勝訴）、1992年のマーブレット・マーレット鳥とオーデュボン協会が共同原告となった自然の権利訴訟（原告勝訴）など、動物の原告適格が認められた訴訟が相次いだ。

我が国では、1995年のアマミノクロウサギ他4種の生物を原告としてゴルフ場開発計画のための森林伐採許可取消を求めた訴訟（鹿児島地裁訴状却下、現在係争中）、オオヒシクイという雁の一種を原告とし市民4名とともに茨城県知事に損害賠償を求めた訴訟（水戸地裁は原告オオヒシクイを名宛てとする却下判決、東京高裁も同様の判決）など、動物を原告とした訴訟が起こり始めている。

1982年10月、国連総会で決議された「世界自然憲章」では、人間にとって価値があるか否かにかかわらず、全ての生命形態は固有のものとして尊重されるべきであり、そのために人間は行動を自己規制すべきこと、すべての生命形態の個体数は少なくともその存続に十分なレベルで維持され、この目的の為に必要な生息地は保護されることを謳っている。

(2) 未来世代に対する倫理

現在世代は未来世代に対してその生存権を保障する完全義務を負っている。資源は事実上無限であるから未来世代は配分の損失を受けることなく、引継ぎの利益を受けただけであるという進歩の観念はもはや成立しない。資源は有限であり、その配分に関して現在世代と未来世代の利害は完全に対立するが、未来世代は自らの権益を守る術を持

たない。また、汚染された環境という負の遺産の引継ぎを拒む術もない。現在の繁栄は未来の窮乏である。現在世代と未来世代の生存可能性の幅の平等が保たれねばならない。

世代間の倫理に関して、共時性に基づく民主主義のチェックシステムは働かない。これまでの倫理的決定システムには時間構造に関する考慮が欠けている。未来世代との関係においては相互性が働かず、現在世代からの一方的、自発的自己犠牲が求められる。共時的な相互性だけが拘束力のある倫理だとするこれまでの倫理学の枠を超えている。

世代間の相互性の欠如を補うための思想として、我が国に嘗て存在した「恩」の観念が注目される。過去世代に受けた恩が未来世代に対する責務に転換されて連鎖が継続してゆく。過去の日本が持っていた通時的な決定システムを見直す必要があるのではないか。封建的なシステムは世代間のバトンタッチという形の倫理を持っていた。「家」の観念は先祖に対する義務と同時に子孫に対する義務も含んでいる。

未来世代に現在世代と等しい生存権を保証するための倫理的に許容出来る資源の使用は循環的使用に限られる。未来世代に現在世代と同じだけの化石資源を残すためには再生可能な資源、循環的使用可能な資源（例えば太陽エネルギー、風力エネルギーなど）の利用に限定すべきである。

未来世代に対する倫理を正当化するための根拠：

自己満足、一種の満足感、優越感。 共感能力・徳性・道徳的感受性の向上。 先祖の恩を返すため。 未来世代に対する共感。 あらゆる世代の利益に対する平等な配慮。 弱い立場の未来世代に対する一方的な責任。

上記への反論：

自己満足の為に自己に不利益なことで重い負担を強いることは出来ない。

これを欲しない人間を拘束することは出来ない。実際に被害を被る未来世代のことが視野に入っていない。先祖は意図的に美しい自然環境や居住可能な環境を残してくれた訳ではない。環境に損害を与えるだけの科学技術力が無かっただけだ。存在しない対象に対して共感を抱くことは困難だ。未来世代の基本的な価値観が我々のものと同じだという根拠はない。 まだ存在していない未来世代に配慮する必要があるのか。

未来世代に対する倫理がもつ困難さは相互的關係が成り立たないことにある。義務の相互性が成り立たず、相互的な利益や権利の尊重という形での交換的正義が成立しない。 過去世代から受けた利益を未来世代に伝える義務についても、人々の快適に暮らす権利を奪うことが出来るのかという反論がある。技術の進歩による解決を期待する意見もあるが、環境問題を、必要とされる時点までに技術的に解決しようとみるのは、ある程度以上は危険である。つまり、我々が現在行う環境に関する選択とその結果の因果関係を想像し、未来世代に悲惨な状況をもたらす行動を回避するしかない。

(3) 地球全体主義

地球の生態系は閉じた世界である。その中で有限な資源の配分の問題が生じている。生命共同体の有機的な全体性、安定性、美観の保存に役立つか否かをもって資源利用の当否を決めるという立場は地球という観点に立った全体主義の主張である。ここでは、地球が国家に代わってすべての価値判断に優先する。種の保全が、そして生態系の保全が個の保全に優先する。全体が個に優先する。

また、未来世代のために現在世代の自由を否定すべしという主張も、全体主義のヴァリエーションと言える。

こうした主張は、西欧近代の自由主義の思想とは相容れない。しかし、戦時における行動規範が平時におけるそれとは異なるように、地球の置かれた環境が戦時同様の非常事態を迎えようとしているとするならば、地球全体主義の主張の正当性も理解しうるのではなかろうか。

上記のほか、国家間、就中、先進各国と発展途上国間の環境問題に関する倫理についての考察が重要であるが、ここでは省略する。

行動にはその背後に哲学（倫理）が無ければならぬが、哲学のみあって行動が伴わないならば、環境問題のような生態系全体の死活に関わる緊急問題の解決には役立たず、人類は壊滅的な打撃を被ることになりうる。環境問題に関する明確な倫理の確立と、それに基づく緊急かつ持続的な行動が求められている。

[参考・引用文献]

- * 加藤尚武「環境倫理学のすすめ」丸善ライブラリー（1991）
- * 加藤尚武編「環境と倫理 自然と人間の共生を求めて」有斐閣アルマ（1998）
- * Roderick F.Nash、松野弘訳「自然の権利」ちくま学芸文庫(原著 1989)
- * 加茂直樹/谷本光男編「環境思想を学ぶ人のために」世界思想社（1994）
- * Aldo Leopold、新島義昭訳「野生のうたが聞こえる」講談社学術文庫（原著 1949）
- * 桑子敏雄「環境の哲学」講談社学術文庫（1999）
- * 加藤尚武「現代倫理学入門」講談社学術文庫（1997）
- * Augustin Berque、篠田勝英訳「地球と存在の哲学・環境倫理を越えて」ちくま新書（1996）
- * 佐倉統「現代思想としての環境問題」中公新書（1992）